

私の課題

はじめに

副会長になって改めて感じたことは、弁護士会は多くの人が支え合って動いているということです。個別修習担当弁護士の委嘱を例にとっても、新規の受入先を開拓される司法修習委員会の委員の方々、個別修習担当経験者に引き続きお願いをする事務局職員、あるいは東弁からの要請で勧誘に動いてくださる各会派執行部の方々、そしてこれに応じて個別修習担当を引き受けて下さる方々と多くの方が支え合い助け合っています。これは人事の場面ばかり、市民窓口、紛議調停の場面ばかりです。本当に感謝の念に耐えません。

さて、私の担当する委員会は、人事委員会・司法改革総合センター・司法修習委員会・市民窓口・紛議調停等重たい委員会が多く、日々持たされる問題に対応するだけでも大変ですが、意識して年間のテーマを自らに課していかないと、何もしないまま1年間が終わってしまいそうです。私の担当する委員会活動の中でも、司法改革総合センターの「法曹人口問題」は非常に大きな問題で、会員の皆様の関心も高いのですが、むしろ日々の委員会活動の中で、地味でありながらその重要性の高いのが、「透明で公正な人事」と「市民からの苦情に対する対応」ではないかと思います。

透明で公正な人事

人事委員会は毎月第2金曜日と第4火曜日の2回開催されておりますが、委員の方々とできるだけ情報を共有化し、選任手続を透明化するために、「サービサー法に基づく取締役推薦等のチェックシート」を作ったり、当該人事案件について理事者が問題だと思う点を述べ、それに対する意見を頂戴するようにしています。

副会長 金子 正志 (38期)

主な担当業務
人事、司法改革総合センター、司法修習、業務妨害、民暴対策、市民窓口、紛議調停、任官、倫理



また、弁護士紹介センターとの推薦案件の住み分けについては「紹介センターが名簿を準備し、対応できるものについては紹介センターに委ねるが、慣習上人事委員会が対応してきた案件については、人事委員会が紹介センターに推薦を求める。紹介センターに名簿がなく、対応できないものについては、人事委員会が関連委員会に推薦を求める等してこれに対応する」方向を考えております。

このように、できるだけ「透明で公正な人事」を進めるための方策を検討しています。

市民からの苦情に対する対応

市民窓口寄せられる市民からの苦情は、首をかしげる内容もありますが、一弁護士として、身につまされる問題やほんのちょっとした注意をすれば解決できる問題も少なくありません。抽象的な言い方になりますが、相手の立場に立てば容易にその対処方法の分かるものがほとんどです。相手の立場を理解せず、かたくなに相手に自分の立場を理解させようとする会員が傷を深くするようです。

また弁護士は孤独ですから、誰か先輩の弁護士にでも相談すれば、こんなにひどい状況にまでならないのと思う事例も多いようです。特に、精神的に追い詰められたら、早期に会員サポート窓口や、こころの相談“ほっと”ラインへ相談をしていただいたらよいと思います。

* * *

以上、雑駁な思いを書き連ねてしまいましたが、弁護士会を支えてくださる方々に感謝をしながら、副会長としてもう一踏張りしようと思います。